

# 大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 運用要領

この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年大和市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

## 1 一般的留意事項

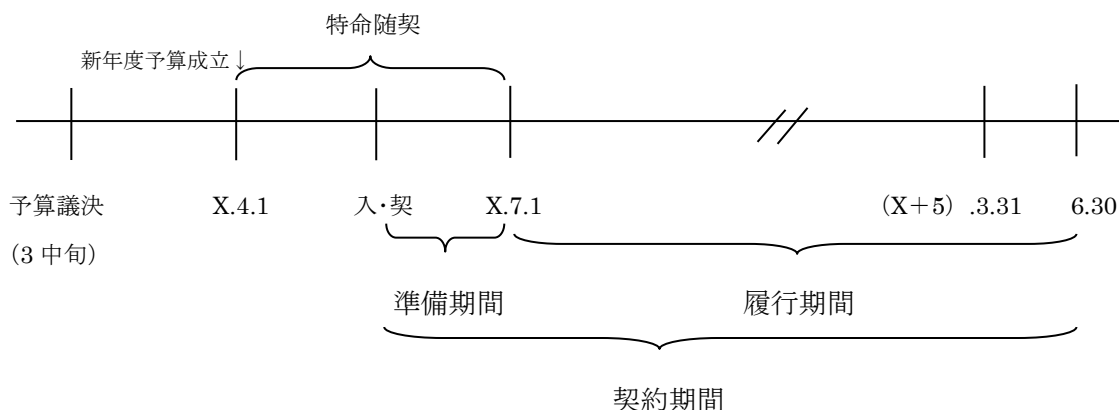
- (1) 条例で定める長期継続契約は、複数年度にわたって経常的かつ継続的に、物品を借り入れ又は役務の提供を受けるものを対象とするものであるが、予算上の制約を伴うことから、  
ア 契約期間中に大幅な仕様の変更が予定されているもの  
イ 翌年度以降の歳出予算の保証を必要とするもの ※（2）参照  
ウ 契約期間が複数年度であっても単発・臨時的に行われるもの  
などは、該当しない。
- (2) 市が施策・事業として行うもので、後年度の予算の確保が必要となるもの（予算の削減により市民サービスに影響を及ぼすもの）について、複数年契約が必要となる場合には、長期継続契約の対象とせず、債務負担行為を設定する。  
（参考）（例）塵芥収集業務、給食業務、保育業務等
- (3) 役務の提供に関する契約を長期継続契約とする場合は、相手方の誠実な業務履行を確保するため、市側の検査検収体制の強化等、履行確認に努める。又、契約書においても、市側からの契約解除条項等を明確化し、厳格に適用する。

## 2 条例第2条第1号契約の対象となる契約

- (1) 対象となる契約は、ファクシミリ、パーソナルコンピュータ、サーバ等の事務用機器、情報機器、医療機器、検査機器、測定機器、及び車両などの物品を複数年度にわたって賃貸借するリース契約が該当する。  
いずれの場合も、買取りにより調達する場合とのコスト比較を厳格に行う。  
また、物品のリース契約において、当該物品の定期的な点検、修理、部品交換やソフトウェアの最新バージョンへの更新など、当該物品を良好な状態で機能させるために必要な日常的なメンテナンス（役務の提供）が付随している場合については、これを含めて物品のリース契約として取り扱う。  
（参考）対象契約にならないもの  
・リース契約の定義に当てはまらないもの（例）中古プレハブの仮設建物、応接用観葉植物など  
・耐用年数を経過したもの（例）リース切れした物品の再リース
- (2) 契約期間の上限は、対象物品の法定耐用年数等に基づき商慣習上適正に定められる期間と

するが、実際に契約をする際には、4月1日契約を避けるためと業者側の準備期間を設けるために、下図のように契約開始月を数ヶ月ずらして、契約するものとするので、複数年契約の始期・終期の設定には、十分注意すること。

なお、耐用年数の定めのないものについては、原則5年を限度とする。



### 3 条例第2号契約の対象となる契約

(1) 対象となる契約は、機械警備、設備の運転管理、庁舎等の建物清掃、有人常駐警備、電話交換・受付、データ入力、料金等の徴収・収納、条例第1号の規定に該当する物品及び医療機器の保守点検、ソフトウェアの使用許諾などが該当する。

(2) 機械警備業務については、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）等に基づき商慣習上適正に定められる期間とし、その期間に契約締結日から履行開始日の前日までの期間を加えた期間とする。

(3) 役務の提供を受ける業務に係る契約のうち、次の要件を満たすものが対象となる。

ア 経常的かつ継続的に行われるもの。

イ 毎年度の当初から行われるもの。

ウ 契約の相手方が委託業務の履行のために資材・機材の調達や労働力確保、教育訓練期間など一定の準備期間が事前に必要であり、複数年でないと投資費用が回収されないもの。

エ 建物・設備を維持していく上で必要不可欠な生活費的なもの。

オ 契約期間中に大幅な仕様の見直しが予定されていないもの。

（定型的な業務の中に、隔年や数年に一度の業務が含まれる場合は、長期継続契約の中に含めず、原則として別契約とする。）

（参考）対象契約にならないもの

- ・年間を通じて経常的、継続的でない、臨時的、政策的なもの

- （例）催事等の企画運営、システム開発、調査委託など

- ・必ずしも年度当初から提供を受ける必要がないもの

- （例）ねずみ・害虫駆除、庁舎消毒、消防設備点検、執務室の定期的な空気環境測定、浄化槽清掃、自家用電気工作物の保安点検など

- ・ 契約の相手方の準備行為を要しないもの  
     (例) 測量業務等の年間単価契約、法律相談業務委託
  - ・ 地方自治法上の契約に該当しないもの  
     (例) 指定管理者の指定及びこれに基づく協定など
- (4) 条例第1号の規定に該当する物品の保守点検については、当該物品の賃貸借と切り離せないものに限る。この場合の契約の期間は、物品の賃貸借の期間とする。(スポットによる保守が可能な場合は、単年度契約とする。)
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約のうち初期投資をする必要のないものについては、原則として対象とはしないものとする。(毎年度、内容・金額・随意契約理由の検討を行うものとする。ただし、企画競争によるものや物品の保守は除く。)
- (6) 契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることから、原則として3年以内とする。

#### 4 契約事務についての留意事項

##### (1) 予算措置

複数年にわたり契約を締結するには、あらかじめ予算で債務負担行為等として計上すべきであることから、条例により複数年にわたる契約期間をもって長期継続契約を締結する場合には、各年度の予算編成に伴い提出する歳出予算見積中に当該長期契約に係る契約期間を明記すること。併せて「長期継続契約見積書」を作成し、財務主管課へ提出する。

##### (2) 対象の決定

条例・規則で明記されていないもので、長期継続契約に該当するかどうかは、(1)の見積書に基づき、財務主管課及び契約主管課との協議のうえ、決定するものとする。

##### (3) 執行何

###### ① 契約期間

契約期間には、履行期間を併記するとともに、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であること及び条例の該当条項を明記する。また、リース契約において、複数の機器について、リースの開始時期と終期が異なるものを同一の契約とすることはできないので注意する。

###### ② 執行予定額

執行予定額は、契約期間中の予定支払総額とし、執行予定額の内訳として、契約の始期の属する年度に係る執行予定額のほか、各年度の執行予定額を添付する。

###### ③ 契約方法

契約方法は、契約期間全体の金額で判断すること。

###### ④ 決裁区分

執行の決定における決裁等は、職務権限規程別表に記載された区分に従い、それぞれの

契約期間中の予定支払総額をもって判断する。(合議の要不要についても同様。)

⑤ 起案の方法

長期継続契約は、財務会計システム(FAST)の改修を行わずに執行するため、債務負担行為の例により起票する。このため、次の事項については、長期継続契約である旨を明記する。

ア 件名：〇〇〇業務委託(長期継続契約)

イ 備考：長期継続契約 条例第2条第〇号

⑥ 準備期間中の費用

契約締結日から履行の始期までの準備期間中は役務の提供を受けないため、この間の費用の支払は生じないものとする。

⑦ 施設維持管理業務の積算

施設維持管理業務(建築物清掃業務、常駐警備業務、冷暖房設備等運転管理業務(常駐)、電話交換業務)の積算に当たっては、次年度以降の履行期間についても当初年度の労務単価及び物件費率を基礎とし、諸経費率については、履行期間が複数年度にわたることを考慮して積算するものとする。

(4) 入札公告等

① 入札公告、指名通知、又は見積依頼には、契約期間及び履行期間を記載するとともに、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である旨を記載する。

② 前記①の入札公告等には、次年度以後の予算が減額・削除された場合に契約の変更・解除があり得ること、また、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないことを記載する。

(5) 予定価格、入札(見積)金額

予定価格及び入札(見積)金額については、契約期間中の予定支払総額により定める。

ただし、単価(リース契約の場合は月額も可)について定めることも可能である。

(参考)契約規則第14条(予定価格の決定)

第14条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(6) 契約保証金を徴収する場合

条例第1号契約については月額賃借料に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を、また、条例第2号契約については契約期間中の支払総額を年額に換算した額の100分の10以上の額(単価契約については、契約期間中の予定数量を年間に換算した額に契約単価を乗じて得た額)を、それぞれ納付させ、1年間の履行の完了を確認した後に還付する。ただし、契約規則第40条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

## (7) 契約書

### ① 契約書作成の要否

条例に基づいて長期継続契約を締結する場合には、契約規則第37条第2項及び第3項の規定にかかわらず、契約書を作成する。

### ② 契約期間

契約期間には、履行期間を併記するとともに、原則、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である旨を記載する。また、長期継続契約用の約款を添付できない場合においては、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する」旨を明記する。

### ③ 契約金額

原則として契約期間全体の金額を記載し、その内訳として当年度執行額のほか、翌年度以後の各年度の契約予定額を契約書に明記するものとする。(リース契約の契約金額は、1か月当たりの契約金額も可。)

(記載例)	¥	(うち、消費税及び地方消費税額¥)
	内訳	年度契約額¥
		年度契約額¥
		年度契約額¥

### ④ 収入印紙

契約期間全体の税抜き金額で算定する。

### ⑤ 特約条項

次年度以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得るとする特約条項(条件付解除条項)及びそれに伴う損害賠償の責めを本局は負わないとする特約条項(免責条項)を記載する。

(記載例)
第○条 第△条の規定により、甲が乙に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。
2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

## (8) 支出負担行為

支出負担行為は、年度ごとにその年度の支払い予定額をもって行う。

また、摘要欄には、長期継続契約期間 ○○年○月○日～○○年○月○日と記入する。

## 附 則

この要領は、平成22年4月1日以後に締結される契約に関する入札公告、指名通知その他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告、指名又はその他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

## 附 則

この要領は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に公告、指名又はその他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

## 【参考】

条例第2条第2号イに規定する契約に追加する契約の種類は、次の案件などが該当します。

### ・ 情報処理業務

「公金収納データ作成業務」

指定金融機関（横浜銀行）に集まる税金等の収納済通知書をもとにOCR読取り及び入力処理による収納データを作成し、市が必要とする収納フロッピーディスク及び帳票の作成委託

### ・ 料金等の徴収又は収納業務

「歳入金口座振替による納付事務」

市の歳入金（各種税金、市営住宅使用料など）を口座振替による納付について金融機関が取り扱った事務手数料